

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に関する事務手数料(長崎市)

認定手数料は、住宅・非住宅部分及び評価手法の区別で、以下のとおり。

1. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(法第29条から31条関係 容積率特例)

- ① 一戸建て住宅【評価手法が性能基準の場合】
 ② 共同住宅等(※1)【評価手法が性能基準の場合】

延べ面積 (㎡)		変更			
		・判定機関等(※2)の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写し の添付あり	・判定機関等(※2)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写し の添付なし	・判定機関等(※2)の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写し の添付あり	・判定機関等(※2)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写し の添付なし
戸建	200未満	4,600	33,400	2,300	16,700
	200以上	4,600	37,400	2,300	18,700
共同	300未満	9,200	67,600	4,600	33,800
	300以上 2000未満	19,700	112,800	9,800	56,400
	2000以上 5000未満	43,900	192,200	21,900	96,100
	5000以上	78,700	275,600	39,300	137,800

※1: 共同住宅等…共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。(以下同じ)

※2: 判定機関等…住宅においては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「登録住宅性能評価機関」、建築物においては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定による登録を受けた「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」。ただし、平成28年度中はエネルギーの使用合理化等に関する法律第76条第1項に規定する「登録建築物調査機関」も可。(以下同じ)

※3: 住宅品確法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5(建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については等級4も可)に適合していること)(以下同じ)

- ③ 一戸建て住宅【評価手法が仕様基準の場合】
 ④ 共同住宅等(※1)【評価手法が仕様基準の場合】

延べ面積 (㎡)		変更			
		・判定機関等(※2)の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写し の添付あり	・判定機関等(※2)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写し の添付なし	・判定機関等(※2)の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写し の添付あり	・判定機関等(※2)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写し の添付なし
戸建	200未満	4,600	17,000	2,300	8,500
	200以上	4,600	18,400	2,300	9,200
共同	300未満	9,200	32,100	4,600	16,000
	300以上 2000未満	19,700	55,800	9,800	27,900
	2000以上 5000未満	43,900	101,000	21,900	50,500
	5000以上	78,700	152,900	39,300	76,400

※1: 共同住宅等…共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。(以下同じ)

※2: 判定機関等…住宅においては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「登録住宅性能評価機関」、建築物においては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定による登録を受けた「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」。ただし、平成28年度中はエネルギーの使用合理化等に関する法律第76条第1項に規定する「登録建築物調査機関」も可。(以下同じ)

※3: 住宅品確法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5(建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については等級4も可)に適合していること)(以下同じ)

- ⑤ 非住宅部分【評価手法が簡易な評価方法の場合】

延べ面積 (㎡)		変更			
		・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写し の添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写し の添付なし	・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写し の添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写し の添付なし
	300未満	9,200	85,300	4,600	42,600
	300以上 2000未満	26,200	143,000	13,100	71,500
	2000以上 5000未満	78,700	231,600	39,300	115,800
	5000以上 10000未満	124,700	302,500	62,300	151,200
	10000以上 25000未満	157,500	363,500	78,700	181,700
	25000以上	196,800	426,500	98,400	213,200

⑥ 非住宅部分【評価手法が標準入力法・主要室入力法の場合】

延べ面積 (㎡)		変更			
		・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写し の添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写し の添付なし	・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写し の添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写し の添付なし
300未満		9,200	223,100	4,600	111,500
300以上	2000未満	26,200	360,900	13,100	180,400
2000以上	5000未満	78,700	515,100	39,300	257,500
5000以上	10000未満	124,700	634,500	62,300	317,200
10000以上	25000未満	157,500	750,000	78,700	375,000
25000以上		196,800	855,600	98,400	427,800

⑦ 複合建築物

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料①又は②と非住宅部分の手数料③又は④の合計とする。

⑧ 容積率特例認定に併せて建築確認審査の申し出がある場合(法第30条第2項関係)

建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(容積率特例認定)に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(建築確認審査)を受けるよう申し出がある場合は、上記認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】を加算する。

⑨ 複数の建築物の連携による場合(法第29条第3項関係)

一の建築物ごとの手数料①～④の合計とする。

2. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定(法第36条関係 表示認定)

① 一戸建て住宅【評価手法が性能基準の場合】

② 共同住宅等【評価手法が性能基準の場合】

	延べ面積 (㎡)	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
戸建	200未満	4,600	33,400
	200以上	4,600	37,400
共同	300未満	9,200	67,600
	300以上 2000未満	19,700	112,800
	2000以上 5000未満	43,900	192,200
	5000以上	78,700	275,600

③ 一戸建て住宅【評価手法が仕様基準又は簡易な評価方法の場合】

④ 共同住宅等【評価手法が仕様基準又は簡易な評価方法の場合】

	延べ面積 (㎡)	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
戸建	200未満	4,600	17,000
	200以上	4,600	18,400
共同	300未満	9,200	32,100
	300以上 2000未満	19,700	55,800
	2000以上 5000未満	43,900	101,000
	5000以上	78,700	152,900

⑤ 住宅【評価手法が性能基準と仕様基準の併用の場合】

性能基準の手数料①②と仕様基準の手数料③④の合計とする。

⑥ 非住宅部分【評価手法が簡易な評価方法の場合】

	延べ面積 (㎡)	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
	300未満	9,200	85,300
	300以上 2000未満	26,200	143,000
	2000以上 5000未満	78,700	231,600
	5000以上 10000未満	124,700	302,500
	10000以上 25000未満	157,500	363,500
	25000以上	196,800	426,500

⑦ 非住宅部分【評価手法が標準入力法・主要室入力法の場合】

	延べ面積 (㎡)	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
	300未満	9,200	223,100
	300以上 2000未満	26,200	360,900
	2000以上 5000未満	78,700	515,100
	5000以上 10000未満	124,700	634,500
	10000以上 25000未満	157,500	750,000
	25000以上	196,800	855,600

⑧ 複合建築物

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料①～⑤と非住宅部分の手数料⑥又は⑦の合計とする。

別表

- (1) 建築物省エネ法第12条第3項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物については、建築基準法第18条第18項に規定する検査済証）
- (2) 建築物省エネ法第30条に基づく性能向上計画認定の通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物については、建築基準法第18条第18項に規定する検査済証）
- (3) 低炭素法第54条に基づく認定の通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物については、建築基準法第18条第18項に規定する検査済証）
- (4) 住宅品質確保法第6条第3項に基づく建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4もしくは等級5（建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については等級3（新設）も可）に適合していること）